

## 第1回双葉町復興町民委員会 議事要旨

■日 時： 平成30年10月3日(水) 13時30分～15時30分

■場 所： 双葉町いわき事務所 2階大会議室

■出席者： 復興町民委員 委員20名(欠席:3名)

オブザーバー (国)復興庁、福島復興局 / (福島県)避難地域復興課

双葉町 副町長、教育長、総括参事及び各課長等  
(町復興まちづくり計画推進会議構成員)

事務局 復興推進課 / 一般財団法人電源地域振興センター

### ■議事概要:

1. 開会 (略)
2. 委嘱状交付 (略)
3. 町長あいさつ (略)
4. 開催にあたって
  - (1) 開催趣旨について
    - 資料2により双葉町復興まちづくり計画(第二次)の概要と特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要を説明。
    - 資料3により今年度の検討体制、本委員会の位置づけについて説明。  
(意見等なし)
  - (2) 双葉町復興町民委員会設置要綱について
    - 資料4により本委員会設置要綱を説明。  
(意見等なし)
5. 協議事項
  - (1) 委員長及び副委員長の選任について
    - 事務局案を提示。
      - ◆事務局案のとおり、委員長に伊藤哲雄委員、副委員長に高野泉委員を選任した。
  - (2) 会議の公開について
    - 資料5により会議の公開について説明。
      - ◆委員会及び委員会で使用した資料を原則公開とすることを決定した。
      - ◆委員会の議事要旨及び議事録を町公式ホームページに掲載(公開)することを決定した。  
(意見等なし)

## 6. 説明事項

### (1) 双葉町内の復興まちづくりに関する取組状況について

○資料6により双葉町内の復興まちづくりに関する取組状況を説明。

(主な意見)

▶まちづくり会社設立検討の進捗について詳細に説明していただきたい。

→既に今年 8 月からまちづくり会社設立検討委員会を 3 回開催し、検討を進めている。組織の在り方や実施事業については検討段階であるものの、利益を追求するのではなく公共のニーズに資する組織として一般社団法人を念頭に置いている。また事業としては、イベントの開催等コミュニティの再生に資するもの、町民や解体事業者等への仕出し弁当販売、空き地・空き家バンク等が検討されている。隣接する自治体の先行事例も参考にしながら引き続き検討する。

▶町民の帰町の検討にあたり土地や家屋の扱いは非常に大きな課題であり、帰還促進のためにも空き地・空き家バンクの取組は重要と考える。

▶防潮堤の整備が遅れていると聞いているが、影響はないか。

→避難指示解除準備区域の防潮堤は 2019 年度に完成予定なので問題ない。帰還困難区域である郡山海岸については遅れる可能性もあるが、県の説明によると仮締切を設定して対応することである。現在の防潮堤の高さより1m かさ上げして 7.2m とするとともに、引き波にも強く壊れにくい丈夫な構造に仕様を変更する。また海岸防災林の整備も予定している。

▶新産業創出ゾーンの整備は具体的にどのようなものか。

→新産業創出ゾーンは中野地区復興産業拠点に隣接したエリア。中野地区の企業誘致が好調に進んでいるため、将来的には、産業拠点を新産業創出ゾーン側に拡張する可能性もある。

▶農業の再生についてどのように考えているか。

→まずは地元の方と協力して保全管理組合を立ち上げ、農業再生モデルゾーンや耕作再開モデルゾーンでの耕作に繋げたい。

▶中間貯蔵施設に関する情報が乏しいので、どのような施設や景観になるのか等、概要でいいので情報の提供をお願いしたい。

→中間貯蔵施設については国からも施設の平面図しか示されていない。地権者との関係もあり予定通り計画が進んでいない。現在は一時仮置き場となっているが、将来的には施設を建設し、施設の周辺はバッファーとして緑地帯を作る予定。また施設内や産業交流センターなどに環境モニタリング設備を設置し、住民や関係者が随時モニタリングできる状況を整備するよう要望している。

### (2) 双葉町復興まちづくり計画(第二次)の具現化に向けた検討内容について

○資料7により検討内容について説明。

▶「2020 年春の一部避難指示解除による立ち入り自由化、および 2022 年春の特定拠点全域の避難指示解除による居住開始に向け」との文言があるが、本当にこれが実現できると考えているか。

→資料 8 で改めて説明させていただく。

- ▶大がかりな整備計画だが、果たしてどれだけの町民が戻ってくるのか。帰還の意向調査は行っているか。
- 毎年、住民意向調査で帰還に関する意向を伺っている。今年の住民意向調査でも何うこととしている。

### (3) 避難指示解除に関する考え方について

○資料8により避難指示解除に関する考え方について説明。

(主な意見)

- ▶避難指示解除の要件が記載されているが、それ以前の前提条件として、安全に関する基準を設定すべきであり、二度とあのような事故が起きないための方法が確立されてはじめて帰町を考えられるのではないか。

→2020年及び2022年の帰町目標を設定したものの、当然ながら解除ありきではなく、要件が十分に満たされることが条件である。国による解除の3要件の一つに「県、市町村、町民との十分な協議」とあり、町民の十分なお理解を得た上で解除することとしている。時間をかけて、十分な対話をもって進める。

- ▶「避難指示」とあるが、我々は「指示」ではなく「命令」を受けたと理解している。例えば台風などで避難指示が出ても実際には避難しない人たちが多く、「指示」であれば強制力はないと考えられる。強制力がないのに私たちが選んで避難したかのように受け取られてしまう。

→この場合、避難指示も強制力があり、指示と命令は同義と捉えているが、避難指示を出したのは町ではなく国なので、国の担当に問い合わせ、速やかに回答させていただく。

- ▶医療・介護サービスについての検討内容を説明いただきたい。

→医療・介護サポート体制が整わなければ避難指示の解除はできないが、これらの整備は双葉町単独ではなく、周辺自治体の施設との連携、及びそれを可能にするための公共交通の整備を含めて考えることが重要である。特別養護老人施設については、2020年時点では必ずしも必要ないと考えられるためここには記載していない。

- ▶解除後しばらくは、一家全員が揃っての帰町ではなく、双葉町に仕事がある就業者が家族を置いて単身で戻ってくるケースの方が多いことが見込まれる。そのような場合、単身赴任による二地域居住となり経済的負担が大きいが、町からの経済的な支援は検討されているか。

→住民の帰還意向調査の回答結果を踏まえて、駅西地区にどのようなタイプの住宅をどの程度整備すべきかを検討する。ニーズに応じて単身用の低価格の復興公営住宅を必要数用意するなどの支援を考えている。

- ▶海水浴場・マリンハウスふたばは中間貯蔵施設または復興祈念公園の敷地となり、なくなってしまうのか。双葉町を代表する観光名所なので可能であれば残してもらいたい。

→マリンハウスふたばがある場所は、中間貯蔵施設の区域内に含まれる。中間貯蔵施設は陸のみの整備で、海は区域に含まれないものの、海岸が施設と隣接することになる。頂いた意見も踏まえて国と調整する。

(4) 実施計画進捗状況について

○資料9により実施計画進捗状況について説明

▶双葉 IC(仮称)などのインフラ整備が遅れていると聞いているが、作業人員が不足しているのであれば、計画の見直し・期限の再設定を検討する必要がある。

→毎年、各課への計画進捗状況のヒアリングを行い、その結果を踏まえて実施計画を改定している。ご質問いただいた点については進捗状況と照らし合わせながら検証し、計画を適宜修正していく。

7. 閉会 (略)

以上